

# ボランティア保険

## 補償内容・保険料

プラン		A	B	保険金をお支払する場合
傷害保険金	死亡後遺障害保険金	(基本プラン)		ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または、ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。 (注)後遺障害の程度に応じて3%~100%をお支払します。
		1,410.0万円	2,730.0万円	
	(天災プラン)			
	950.0万円	2,023.0万円		
	入院保険金	6,200円/1日	9,300円/1日	
手術保険金	入院保険金日額 × 手術の種類に応じて定められた倍率 (10倍、20倍、40倍)		入院保険金をお支払する場合で、そのケガの治療のために、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合。 (注)1回の事故につき、1回の手術に限ります。	
通院保険金	4,000円/1日	6,200円/1日	ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため平常の生活またはお仕事に支障が生じ、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けた場合(往診を含む)。 (注1)事故の日からその日を含めて180日以内の通院で、90日を限度として、通院保険金日額×通院日数をお支払します。 (注2)平常の生活またはお仕事に支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、保険金をお支払しません。 (注3)入院保険金をお支払する期間中に通院された場合は、通院保険金を重ねてはお支払できません。	
賠償責任保険金	対人 対物 受託物	1 事故につき	3億円(免責1,000円)	ボランティア活動中の偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合、被害者に対する損害賠償(弁償)金をお支払します。 (注1)賠償金額等の決定については、事前に三井住友海上火災保険(株)の承認を必要とします。 (注2)免責金額とは自己負担金額のことです。
			3億円(免責5,000円)	
活動 携帯品	1携帯品につき	10万円(免責1,000円)		ボランティア活動中の偶然な事故により、ボランティア自身の携帯品が損害を被った場合、携帯品に生じた損害に対して保険金をお支払します。(注)損害額の算定は、時価にて行います。
基本プラン 保険料		300円/1名	500円/1名	※傷害保険金の死亡後遺障害保険金額以外の保険金額・てん補限度額は基本・天災プランとも同額となります。
天災プラン 保険料		600円/1名	1,100円/1名	